

令和 6 年 8 月 1 3 日

職 員 各位

最高裁判所事務総局経理局厚生課長

みずほ銀行の財形貯蓄商品の見直しについて

(お知らせ)

既にお知らせしているとおり、みずほ銀行虎ノ門支店及び新橋支店の財産形成貯蓄、財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄商品である「みずほ財産形成預金」は廃止され、類似商品であるみずほ銀行丸の内中央支店の「みずほ財産形成預金プラス」に令和 7 年 9 月以降に段階的に移行し一本化されます。

加入者におかれましては、別紙 1 から別紙 3 までの案内書面を御確認いただき、移行について御検討をお願いいたします。

移行することに同意する場合、手続は不要です。

移行することに同意しない場合は、解約又は他の金融機関への預け替え（金融機関によっては受け入れを行っていない場合があります。）をしていただく必要があります。

解約を希望する場合、令和 7 年 5 月 9 日（金）までに所属の共済組合係を通じて、解約の申込みをしてください（同日までに手続をしなかった場合、移行前に解約できなくなる可能性があります。また、財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄については、本件財形貯蓄商品の見直しによる解約の場合、非課税ではなくなるので御注意ください。）。

他の金融機関への預け替えを希望する場合は、その旨を令和 6 年 1 2 月 2 7 日（金）までに所属の共済組合係に申し出てください。

なお、移行直前には、解約・払出しが行えませんので、御注意ください。

## 1. 旧財形預金の廃止・財形プラスへの移行スケジュール

- 1) 令和7年9月より取引店毎に段階的に移行を行い、半年程度ですべての加入者の口座移行を完了する計画です。
- 2) 取引店毎の廃止日は、令和7年1月頃正式な日程が提示される予定です。

2024年度												2025年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
今回のご案内						移行日のご案内						ご加入者宛のご案内送付						財形預金から財形プラスへ移行					

## 2. 加入者への案内、各種手続

- 1) 加入者には、改めて、令和7年4～6月頃、みずほ銀行より「財形商品変更に関するご案内」が送付されます。
- 2) 財産形成預金の廃止後、財産形成預金プラスへ移行する方は、特段の手続きは不要となり、旧商品廃止と同日に財産形成預金プラスに移行されます。
- 3) この機会に解約や預け替えを希望する加入者は、所属の共済組合係を通じて手続をしてください。

## 3. 財形プラスの規定について

最新の財産形成預金プラスの規定は下記みずほ銀行ホームページより確認できます。なお、書面での確認を希望される場合はみずほ銀行窓口にお申し出ください。

みずほ銀行ホームページ規定一覧

<https://www.mizuhobank.co.jp/regulation/index.html>



旧財形預金と財形預金プラスの商品性の相違により移行後一部の取り扱い内容に変更がございます。変更点は以下の通りです。

**【財形種類共通】**

	【旧商品】 財形預金(一般、住宅、年金)	【移行後商品】 財形預金プラス(一般、住宅、年金)	備考																																				
取扱店	各取引店 (一部の取引店は既に財形オフィスにて 対応中です)	丸の内中央支店 (事務担当部署:財形オフィス)	各種の手続は郵送にて事業主と財形オフィス間で行います。手続に従来より時間が掛かる可能性があります。																																				
定期預金種類	スーパー定期:2年、5年、10年 期日指定定期預金:最長3年	スーパー定期:5年	移行時の残高は、一般、住宅、年金の口座別に明細を1本にし、スーパー定期5年の定期預金に1円単位で移行します。 移行後の積立はスーパー定期5年になります。																																				
預入単位	1,000円以上1円単位	1,000円以上1,000円単位	定例の給与・賞与の積立金額に1,000円未満の端数がある場合、1,000円単位に切り捨てになります。(例)積立額 5,500円→5,000円																																				
払戻単位	定期預金明細単位	指定金額(1円単位)	旧商品では明細単位の支払いのため請求額より多い金額での支払いでしたが、請求額での支払いが可能になります。																																				
解約払戻時の 振込手数料	所定の振込手数料 <table border="1"> <tr> <td>同一本支店宛</td> <td>3万円未満</td> <td>440円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3万円以上</td> <td>660円</td> </tr> <tr> <td>本支店宛</td> <td>3万円未満</td> <td>440円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3万円以上</td> <td>660円</td> </tr> <tr> <td>他行宛</td> <td>3万円未満</td> <td>710円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3万円以上</td> <td>880円</td> </tr> </table>	同一本支店宛	3万円未満	440円		3万円以上	660円	本支店宛	3万円未満	440円		3万円以上	660円	他行宛	3万円未満	710円		3万円以上	880円	所定の振込手数料 <table border="1"> <tr> <td>同一本支店宛※1</td> <td>3万円未満</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3万円以上</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>本支店宛※2</td> <td>3万円未満</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3万円以上</td> <td>440円</td> </tr> <tr> <td>他行宛</td> <td>3万円未満</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3万円以上</td> <td>770円</td> </tr> </table>	同一本支店宛※1	3万円未満	0円		3万円以上	0円	本支店宛※2	3万円未満	220円		3万円以上	440円	他行宛	3万円未満	550円		3万円以上	770円	移行後の財形預金プラスのお取引店は丸の内中央支店になるため、振込元が変更になります。そのため、適用される振込手数料の水準が変更になる場合があります。
同一本支店宛	3万円未満	440円																																					
	3万円以上	660円																																					
本支店宛	3万円未満	440円																																					
	3万円以上	660円																																					
他行宛	3万円未満	710円																																					
	3万円以上	880円																																					
同一本支店宛※1	3万円未満	0円																																					
	3万円以上	0円																																					
本支店宛※2	3万円未満	220円																																					
	3万円以上	440円																																					
他行宛	3万円未満	550円																																					
	3万円以上	770円																																					

※1 同一本支店宛とはみずほ銀行丸の内中央支店、東京中央支店、東京営業部、丸之内支店、町村会館出張所、東京都庁出張所、公務第一部、東京ファッションタウン出張所宛の振込を言います。

※2 本支店宛とはみずほ銀行の上記同一本支店以外の支店宛及びみずほ信託銀行本支店振込を言います。

## 【財形年金のみ】

## (1) 積立中の財形年金

	【旧商品】 財産形成預金	【移行後商品】 財産形成預金プラス	備考
受取方法	毎回逡増方式	定額方式または 逡増方式(前年の5%増)	定額方式(毎回均等額の受取)に移行します。 移行後に逡増方式(前年の5%増)に変更可能です。
受取日	1～28日までの1日を指定	27日のみ(休日の場合は前営業日)	移行後受取日は27日のみになります。 従来の指定日:1～26日→27日に後寄せ、 27～28日→27日に前寄せ
受取金額単位	1円単位	原則1,000円単位	端数については、受取終了日にお振込みいたします。
受取口座	積立開始時に指定することが可能	積立終了時点で指定	既に受取口座を指定している場合も、積立終了時に改めて受取口座の指定が必要です。

## (2) 積立終了済みの年金

積立終了済の財形年金(積立終了後、受取り待ちを含む)は、財形預金の廃止・移行の対象外となります。従来通りの受取を継続いたします。